

第 26 期 東京都自然環境保全審議会 第 2 回計画部会 (2024年6月21日実施)  
委員からの主なご意見と対応

No.	主なご意見	対応
保全方針の全体像について		
1	本方針の策定の目的において、「普通種を普通の状態で保全する」旨の文言を明確にしていることが重要である。各国では稀少種に限らず広い範囲での保全がされている。(例：トロント市 “Keeping common species common”)  (神山委員)	ご意見を踏まえ、P.4「第1章 2.方針策定の目的」に整理させていただきました。
2	生態系レッドリストもしくは生態系を基準とした保護区を増やしていく等の政策を考えていくときに、例えば、保護地域や緑地率等に対する保全方針がそれらの面積や割合の増加に寄与する等、30by30 国際目標に対して都が責任を果たしていく旨が明記されるとよい。  (佐伯委員)	ご意見を踏まえ、P.5「第1章 2.方針策定の目的」に整理させていただきました。
3	本方針は年限の目標を持っているものなのか、今後定着させていきたいと考えているものなのか。  (片岡委員)	本方針は、社会情勢の変化に合わせて適宜見直しを行うことで、長期にわたり東京都に生息・生育する野生生物の継続的かつ実践的な保全に寄与し続けていくものとして位置付けています。 ご意見を踏まえ、P.5「第1章 2.方針策定の目的」に整理させていただきました。
4	ネイチャーポジティブの議論においては、「再生」が大きなキーワードであるが、概要版にはこの文言が入っていない。  (一ノ瀬委員)	ご意見を踏まえ、P.7「第1章 3.(3)本方針で扱う「保全」等の用語」に整理させていただきました。 概要版にも反映いたします。

No.	主なご意見	対応
<b>生態系からの保全アプローチについて</b>		
5	<p>生態系からの保全アプローチの図について、現状生態系タイプごとに枠で囲まれているが、複合的な生態系を保全することも重要である。</p> <p>(佐伯委員、須田委員)</p>	<p>ご意見を踏まえ、P.20「第3章 1.基本理念と戦略的保全の考え方」に整理させていただきました。</p>
6	<p>生態系に着目したアプローチについて、なぜこれが必要であるかを対外的に説明していく際に、「普通種」や「種と種のつながり」という言葉だけでなく、「生態系の機能やプロセスを守ることにより、私たちがより良く自然の恵みを享受できる」というメッセージがもう少し強く発信されるとよい。</p> <p>(佐伯委員)</p>	<p>ご意見を踏まえ、P.22「第3章 2. 戦略1 (1) 基本的な考え方」及びP.24「第3章 2. 戦略1 (2) エ 保全施策の進め方」に整理させていただきました。</p>
7	<p>生態系からの保全アプローチは、保全方針を策定した後に、いかに実践に落とし込んでいくかが重要で、以下を意識して今後の展開に繋げてほしい。</p> <p>1) 生態系からの保全アプローチを、現場で活動している市民が理解できるような仕組みにどう落とし込んでいくか</p> <p>2) そうした市民の協力を得ていくための仕組みづくり</p> <p>3) 部局間の横断的な連携を整える</p> <p>(片岡委員)</p>	<p>ご意見を踏まえ、P.22「第3章 2. 戦略1 (2) 具体的な取組みの方向性」、P.24「第3章 2. 戦略1 (2) エ 保全施策の進め方」及びP.44「第3章 3. (1) 行政の役割」に整理させていただきました。</p>
8	<p>行政として生態系からの保全アプローチを進めるための具体的なツールはどのようなものがあるのか。</p> <p>(中島委員)</p>	<p>保護上重要な生態系のリスト化やそれに基づく都条例の活用、国の都市緑地法の活用を促していきたいと考えています。</p> <p>ご意見を踏まえ、P.23「第3章 2. 戦略1 (2) イ 法令等による制度を活用した保全」に例示するかたちで整理させていただきました。</p>

No.	主なご意見	対応
9	生態系からの保全アプローチと種からの保全アプローチの二つに整理しているが、「ハビタット」がどちらに含まれるのかが明確になっていないようである。 (一ノ瀬委員)	ご意見を踏まえ、保全方針における「ハビタット」の整理を見直しさせていただきました。
<b>各主体の役割・連携について</b>		
10	都民が可能な限り関わる形で政策を進められるとよい。例えば、生態系の保護区を選ぶところから市民にアンケートを取り、都が提示するリストについてパブリックコメントを行い、選ばれたものに対して、保全や管理、発信に市民の方に関わっていただく等、多面的な重層的な関わり方ができる。 (佐伯委員)	ご意見を踏まえ、P.42「第3章 2. 戦略7（1）基本的な考え方」に整理させていただきました。
11	生態系からの保全アプローチの個別の事例を横につなげるためには、主体及び人的連携を図っていくことが大切である。人と人あるいは、関係部局間をつなぐ仕組みや、人員をそろえ担当課を作る必要が出てくると思う。具体的な内容を落とし込んでいき、より機動的に動けるよう、横との連携という課題に取り組んでほしい。 (山田委員、佐伯委員)	ご意見を踏まえ、P.42「第3章 2. 戦略7（1）基本的な考え方」及びP.44「第3章 3.（1）行政の役割」に整理させていただきました。
12	各主体の役割について、生物多様性の保全は種だけでなく面的に、かつ各主体間の役割を踏まえながら、総合的に進める旨の記述がある。活動計画の策定の推奨、その推進を支援するという内容の法律の成立なども踏まえ、活動支援を引き続き一つの柱として、保全方針の策定を進めてほしい。 (神山委員)	本方針では、7つの戦略のひとつとして、「連携や協働が生み出す効果的な保全の促進」を挙げさせていただいております。引き続き活動支援を一つの柱としていきたいと思っております。
13	保護上重要な野生生物の戦略的保全の中で伊豆諸島エリアという枠組みが提示されたことは大きい。また、既に保護上重要な野生生物の保全戦略を推進するための具体的なアクションプランを策定している小笠原諸島という先事例があることは、伊豆諸島版を策定する上で大いに参考になる。 (上條委員)	ご意見を踏まえ、P.71「第4章 6.（3）ア 保護上重要な生態系における保全策の強化」に整理させていただきました。